

戦前日本企業の南洋群島進出の歴史と戦略 — 南洋興発、南洋拓殖、南洋貿易を中心として —

丹 野 勲

はじめに

戦前にも、日本企業は活発に国際経営を行っていた。特に、南洋群島（ミクロネシア）は、戦前は日本の委任統治領であったため、かなりの日本企業が南洋群島に進出し、企業活動を行っていた。南洋群島（ミクロネシア）は、戦前は日本の委任統治領であった。南洋群島は、小笠原諸島の南方以北の太平洋中に散在するマーシャル、カロリン、マリアナの三群島に大別する1,400余りの島からなる。南洋群島は、東はハワイ、西はフィリピン、南はニューギニア、北は小笠原諸島・硫黄島諸島に面する、広大な地域である。しかし、面積は、南洋群島のすべての島の陸地面積を合わせても僅か2,149平方キロメートルで、東京とほぼ同じ面積に過ぎない⁽¹⁾。

本稿では、戦前の日本企業の南洋群島進出について、南洋興発株式会社、南洋拓殖株式会社、南洋貿易株式会社を中心として、その国際経営の歴史と戦略という視点で論じる。

第1節 南洋群島の委任統治と南洋進出

1. 日本の南洋統治と南洋庁の設立

南洋群島は、16世紀の始めポルトガルの航海者によって発見され、スペインの植民地となった。1899（明治32）年にドイツの植民地となった。ドイツは、ニューギニアのラバウルに総督を置き、ヤップ、ポナペおよびヤルウトに各政庁を設け知事を置き、付近諸島を管轄した。マーシャル群島において、ヤルウト会社を

創設し、南洋群島の拓殖に当たらせ、通信航海等に対し保護を与えた⁽²⁾。

第一次世界大戦が勃発した1914（大正3）年10月に、日本海軍が当時ドイツの保護領であった太平洋中赤道以北に散在する南洋群島を占領し、同時に特別陸戦隊を駐屯させ軍政を布いた。同年大正3年12月には臨時南洋群島防備隊条例を設け、司令部を東カロリン群島のトラック島に置き、臨時南洋群島防備隊司令官を置いて軍政にあたった。司令部には民政顧問を配置し、また全南洋群島をサイパン、パラオ、トラック、ポナペ、ヤルウトの5民政区に分け、各区に守備隊を配置した。さらに、ヤップ、アングアウルの両島にはパラオ守備隊の分隊を、クサイ島にはポナペ守備隊の分隊を派遣した。その軍に地方警備の任に当たらせ、各守備隊に文官の書記または技手を配置して、守備隊長が軍政庁長を兼ね、臨時南洋群島防備隊司令官の下に民政事務を兼掌させた。1915（大正4）年には、ヤップ民政区を設け、ヤップ分遣隊をヤップ守備隊に改め、同時に各守備隊に民政事務官各一名を配置した。そして同年9月にはクサイ分遣隊を撤去し、ポナペ守備隊付海軍書記を派し同島の民政事務を執行させた。1915（大正5）年には再び民政区の区分を改正し、パラオ民政区とヤップ民政区を東経137度以東の西カロリン群島と、同以西の西カロリン群島とに分割した。1918（大正8）年には更に民政区の区分を改正し、従来ヤルウト政区に属した東経164度以西のマーシャル群島の一部をポナペ民政区に移管した⁽³⁾。第1次大戦終結後のヴェルサイユ

講和条約を経て、1220（大正9）年12月、国際連盟理事会で南洋群島は日本の委任統治領となった。なお、国際連盟での旧ドイツ領の委任統治については、ニューギニアはオーストラリア、サモア諸島はニュージーランド、南西アフリカは南アフリカが、委任統治を行うことに決まった。

委任統治という方式は、第一次世界大戦の敗戦国であるドイツの海外領土とトルコの領有地域に対して、領有化を主張する英仏日とそれに反対する米大統領ウッドロー・ウィルソンとのあいだで妥協が図られた結果、作り出された制度である⁽⁴⁾。国際連盟による委任統治は、統治地域の政治的発達具合に応じてABCの三段階に分けられ、南洋群島は、C式委任統治であった。現地人の利益に一定の保障を与えなければならないとの条件はあるが、受任国の国内法による統治が適用されて、事実上の領土と同じ扱いが認められるものである。また、軍事基地の建設などが禁止される他は、国際連盟に毎年、委任統治年報を提出して連盟理事会による審査を受ける以外に大きな制約もなく、これまでの植民地統治と大きな差はなかった。

南洋群島は日本の委任統治領となったことから、日本政府は南洋群島における施政制度を根本的に改革した。1921（大正10）年7月に民政部を司令部と分離し、パラオ島に移転した。そして1922（大正11）年3月、臨時南洋群島防備隊条例を廃止し、軍隊を撤去すると同時に、同年4月に新たに南洋庁を設置した。南洋群島には、占領当初は海軍の臨時南洋防備隊司令部による軍政が布かれていたが、この年に民政に転換し、統治機関として南洋庁がパラオ諸島のコロール島に設置されたのである。パラオ、ヤップ、トラック、ポナペ、ヤルト、サイパンの6ヵ所に支庁が置かれた。

2. 日本の国際連盟による委託統治

ドイツは、第1次大戦終結後の1919（大正8）年6月にヴェルサイユにおいて締結した平和条約（ヴェルサイユ講和条約）により、その

海外属地に関する一切の権利および権限を主たる同盟および連盟国のために放棄するに至った。同盟および連盟国は平和条約第22条に準拠し、太平洋中赤道以北に位する一切のドイツ領諸島の施政を日本に委任することで一致し、日本はこれを受諾した。国際連盟理事会は連盟規約第22条第8項の規定に依り、日本が受任国として南洋群島に行う権限監理および施政の程度に関しその委任統治条項を定めた。すなわち、委任地域は太平洋中赤道以北に位するドイツ領諸島とし、その地域に対しては日本の構成部分として施政および立法の全権を有し、かつ必要なる地方的変更を加へて日本の法規を本地域に適用することができるとした。このように、日本は、グアム（米国統治であった）などを除く南洋群島の多くを委託統治として支配することができた。

以下が、国際連盟の委任統治条約の全文である⁽⁵⁾。

『委任統治条項（大正10年4月29日外務省告示第16号）

第一条

日本国皇帝陛下（以下受任国と称す）に統治の委任を付与したる諸島は太平洋中赤道以北に位する独逸領諸島の全部を含む。

第二条

受任国は本委任統治条項に依る地域に対し日本帝国の構成部分として施政及立法の全権を有すべく、かつ状況に応じ必要なる地方的変更を加へて本地域に日本帝国の法規を適用することができ、受任国は本委任統治条項に依る地域の住民の物質的及精神的幸福並社会的進歩を極力増進すべし。

第三条

受任国は奴隷の売買を禁止すること並必要なる公共的工事及役務の爲にする場合を除くの外強制労働を許容せざることを督視すべし右例外の場合に於ても相当の報償を支払う事を要す。

受任国は千九百十九年九月十日署名の武器取引の取締に関する条約又は之を修正する条約に規

定する所と同様なる原則に準拠し武器弾薬の取引を取締ることを督視すべし。

土着民に火酒及酒精飲料を供給することを禁止すべし。

第四条

土着民の軍事教育は地域内警察及本地域の地方的防衛の為にする場合を除くの外之を禁止すべし又本地域内に陸海軍根拠地又は築城を建設することを得ず。

第五条

公の秩序又は善良の風俗の維持に関する地方的法規に反せざる限り受任国は本地域内に於て良心の自由並各種礼拝の自由執行を確保し又礼拝の国民たる一切の宣教師が其の職務を行う為本地域内に至り、放行し又は居住することを許すべし。

第六条

受任国は国際連盟理事会を満足せしむべき年報を同理事会に提出すべし該年報中には本地域に関する詳細なる情報を記載し且第二条乃至第五条に依り負担したる義務を履行する為に執りたる諸般の措置を表示すべし。

第七条

本委任統治条項の規定を変更するには国際連盟理事会の同意を要す。

受任国は本委任統治状況の規定の解釈又は適用に関し受任国との間に紛争を生じた場合に於て其の紛争が交渉に依り解決すること能わざるときは之を国際連盟規約第十四条に規定する常設国際司法裁判所に付託することに同意すべし。本宣言は国際連盟の記録に之を寄託すべく国際連盟事務総長は本書の認証謄本を独逸国との平和条約の署名国に送付すべし。

千九百二十年十二月十七日ジエネヴァに於て作成す。』

この国際連盟の委任統治条約では、住民の物質的および精神的幸福ならびに社会的進歩を極力増進する責務を負うほか、奴隷の売買、強制労働の禁止、武器および酒類供給の禁止、軍事的施設の禁止および信教の自由、宣教師の旅行・

居住を許可すべきこと等の条件を規定した。また、国際連盟理事会を満足せしむべき年報を提出する義務を負った。

アメリカは、このヴェルサイユ条約に批准せず、南洋群島のヤップ島におけるアメリカの権利の関して確定的了解を得る必要があったため、日米協議を行い、日本はアメリカとの間で、『「ヤップ」島及他の赤道以北の太平洋委任統治諸島に関する日米条約』を、1922（大正11）年7月に締結した。この日米条約では、国際連盟の南洋群島委任統治の各条項に同意すると共に、布教の自由、米国人既得財産権の尊重、日米間現存条約の適用等を規定するほか、ヤップ島に於ける海底電信の陸揚、無線電信の建設及びその運用維持等に関して詳細の規定を設けた。

日本が国際連盟を脱退した1933（昭和8）年3月以降も南洋群島の支配に大きな変化はなかった。1940（昭和15）年9月に調印された日独伊三国軍事同盟で、旧宗主国のドイツが領有権を放棄したことを受けて、正式に日本領へ編入された。

3. 南洋群島への日本の進出

南洋群島への日本企業の進出は明治時代に遡る。1890（明治23）年、明治の代表的経済学者で実業家である田口卯吉が天祐丸航海により日本と南洋群島との商業的關係は始まったとされている⁽⁶⁾。田口卯吉は、1890（明治23）年、東京府知事より処分を委託された士族授産金44,445円50銭を資金として南島商會を組織し、91トンの帆船天祐丸を買入れた。東京府は、士族授産金という資金の運用に関して、事業を選び信任すべき人物に委託した。田口卯吉はこれに選任され、小笠原水産事業を行うこととなったのである。田口卯吉は貿易品を買入れ、これを天祐丸に乗せ、田口卯吉以下17名が1890（明治23）年5月14日横浜港を出航した。天祐丸は、グアム、ヤップ、パラオ、ポナペ各島において島民と交易し、同年12月横浜に帰航した。この時ポナペ島に数名の乗組員を残して支店を開設したのが、南洋群島にお

る邦人商店の嚆矢となったのである⁽⁷⁾。

田口卯吉は南洋商会設立の志を以下のように述べている⁽⁸⁾。

『植民の事到りては拙者大に望を囑せり、何となればグワム、ポネピを始め他の諸島皆な膏腴(かうゆ)なればなり、其れ小笠原島は掌大の一島にして其地味亦た膏腴ならず、然れども我人民の之に移殖せしより、山の頂より谷の底まで開墾し、今は人口も二千人に至り、輸出物の総計も昨年は五萬円に上り、四回の定期船の除に二三艘の風帆船常に往来するも、其貨物を積むに十分ならずと云ふに至れり、南洋諸島は小笠原に数十倍し、其地味亦た膏腴なるに、今日に於ては毫(すこし)も来辱を加へず、物産としては椰子、海參、蝶貝、鼈甲の類に過ぎず、従ひて船舶の往来僅々に過ぎず、若し我人民にして之に移殖し、之れを開墾すると小笠原島の如くせば、其利益ある知るべきなり。

拙者の初志は単に商業に止まるにあらず、東京府士族の有志者をして南洋に移住せしめ、一は以て其独立を助け、一は以て国威を伸べんと欲するにありしなり、今ま其実況を見て益々之を信ずる深しと云ふ。

明治二四年一月 田口卯吉』

田口卯吉は、南洋群島について「単に商業に止まるにあらず、東京府士族の有志者をして南洋に移住せしめ、一は以て其独立を助け、一は以て国威を伸べんと欲するにありしなり」と述べ、商業のみならず移住をも勧めている。田口卯吉の南島商会は、南洋貿易で利益を得たが、その1航海をもって解散した。南島商会の事業は一屋商会が継承した。その他にも南洋貿易に従事する商店が次々と設立された。

以上のように、南洋群島において、その当時日本人の商業活動は行われていた。南島商会以後、スペイン時代およびドイツ時代に南洋群島に設立された日本商店の主なるものは以下がある。

(1) 一屋商会

南島商会が解散するにあたり、天祐丸とポナペ支店の財産は、肥前島原の小美田利義が1万2千円で氏族総代会から譲り受け、小美田は一屋商会を設立して、南洋貿易に乗り出した⁽¹⁰⁾。一屋商会の所有船となった天祐丸は、1892(明治25)年1月に再び天祐丸をポナペに航海した。また一屋商会は、トラックに支店を置いた。しかし、1893(明治26)年、損失のため一屋商会は、解散した。

(2) 快通社

快通社は、田口卯吉航海の翌年の1891(明治24)年、水野信六によって設立され、帆船快通丸を就航させた。快通社は、トラック島を本拠として雑貨販売、ならびにコブラ、海參、蝶貝、高瀬貝等の買入に従事したが、使用船の座礁によりまもなく解散した。

(3) 恒進社

恒進社は、明治24年、仙台出身の横尾東作が、南洋貿易を行うために設立した。恒進社は、22名の共同出資による合資会社であった。帆船懐遠丸(70トン)を就航して南洋貿易を行い、始めポナペに支店を置き、後にパラオを本拠として活動した。恒進社は、1914(大正3)年迄継続した。

(4) 南洋貿易日置会社

一屋商会の佐本常吉と小川貞行は一屋商会の解散後、南洋貿易を再起させるために、1893(明治26)年10月、三本六右衛門、船渡政助ほか有志が資本金8千円を出資して、組合事業を起こし南洋貿易を始めたのが南洋貿易日置会社の発祥である。翌1894(明治27)年、更に4千円増資して、資本金1万2千円の南洋貿易日置合資会社が誕生した。日置の二字は、発端の地が和歌山県の日置村ということで、会社の名につけたものである⁽¹¹⁾。日置商会は、帆船長明丸(196トン)を使用し、ポナペ、トラック、サイパン、およびグアムの諸島に支店を設け、

通商貿易に従事した。1899（明治32）年トラック、ポナペの両支店は銃器火酒販売でドイツ官憲の忌む所となり、閉鎖の止むなきに至った。1899（明治32）年、資本金を全額払込の10万円に増資し株式会社形態となり、南洋貿易日置株式会社と改称された。

南洋貿易日置株式会社は帆船を所有し、日本から生活物資を運び、現地の商店で売りさばき、帰りの船ではコプラやサイパン以外の島の産物を日本に運んだ（コプラは横浜魚油会社でもっぱら石けんに加工された）⁽¹²⁾。

(5) 南洋貿易村山合名会社

1901（明治34）年、横浜市の村山拾吉により南洋貿易を目的とし、帆船の武蔵丸（160トン）を就航船として、南洋貿易村山合名会社を設立した。グアム、サイパンなどに出張所を設けた。1906（明治39）年に、統治国ドイツからポナペにおける営業許可を得て、翌1907（明治40）年にトラックでも営業が許されるようになった。新たに帆船矢丸（120トン）を購入して、一層の活動を行った⁽¹³⁾。

(6) 南洋貿易株式会社

南洋貿易日置株式会社と南洋貿易村山合名会社は、南洋群島での貿易において競争を免れないような状態となった。さらに、ドイツ官憲は、できるだけ日本人の活動を抑制しようと努めた。邦人同士が競争することは、双方不利を招くことになるという懸念もあり、1906（明治39）年、南洋貿易日置株式会社と南洋貿易村山合資会社が合併して、資本金15万円の南洋貿易株式会社となった⁽¹⁴⁾。南洋貿易株式会社は5隻の船と多くの土地を借地、または所有した。南洋貿易株式会社は、日本本土と南洋群島間の貿易をほぼ独占的に扱った⁽¹⁵⁾。また、彼らを中心に小規模ながら「日本人会」もできていたという。

日本軍政初期の1914年（大正3）年末時点での南洋群島在住日本人数は、サイパン島27人、ポナペ島2人、トラック諸島12人、ヤップ島18人、

パラオ島25人、アンガウル島11人の合計95人であるとしている⁽¹⁶⁾。サイパン島に在住していた日本人は、南洋貿易サイパン支店の社員のほか、大工、島民所有のヤシ林の園丁など27人であった。ポナペ島の日本人は、南洋貿易の社員2人である。トラック諸島の日本人は、南洋貿易の社員10人と独ヤルート会社の仲買人2人である。ヤップ島の日本人は、南洋貿易社員関係11人と「南洋経営組合」（のちの南洋殖産株式会社の前身）支店関係7人である。パラオ諸島の日本人は、南洋貿易の社員が15人、日本恒信社の社員が10人である。アンガウル島の日本人は、同島の日本占領によりドイツ南洋燐鉱会社の施設・事業を管理する「南洋経営組合」関係者10人、および日本人女性1人である⁽¹⁷⁾。

日本軍の南洋群島占領翌年の1915（大正4）年末には、在住日本人220人に増加し、1920（大正9）年には3,671人となった⁽¹⁸⁾。その後、日本人在住者は激増して、1933（昭和8）年には3万人を越え、全群島総人口の約38%を占めるようになった。ただし、各支庁別及び各島別に見れば、日本人人口の分布は甚しく不均等で、その大部分はサイパン支庁管内に在住し、パラオ支庁が次ぎ、ヤルート及びヤップ支庁は最も少数であった。

大戦前の1934（昭和14）年6月末の時点での南洋群島の人口は、11万3,562人、そのうち現地島人が4万406人、日本人が7万3,028人、外国人が119人であった。日本人は、1914（大正3）年占領当時はわずか数十名であったが、移民により急速に増加した。日本人の多くは、サイパン管区に居住し、多くは栽培などの農業に従事し、沖縄県人が多かった⁽¹³⁾。産業は南洋興発株式会社（南興）を中心としたサトウキビ栽培による製糖業が中心であった。

南洋群島での日本資本の主要企業として南洋興発、南洋拓殖、南洋貿易があるが、南洋庁の直営事業もあった。日本政府はドイツ南洋燐鉱株式会社の資産を、1,739,960円で買収し、南洋庁の官営事業としてアンガウル燐鉱採掘を継続して運営した。この鉱山は、年産6万トン程

度の産出があった。また、ドイツ時代において独蘭電信会社およびドイツ南洋無線電信会社が南洋群島にあった施設を修復して、南洋庁の官営事業として運営した⁽¹⁴⁾。

その他の日系企業としては、サイパン島で硫黄試掘の清水兄弟商会（グアムに本店あり）、ヤップ島で貿易業の南洋経営組合、などがあった⁽²¹⁾。

南洋群島への日本人移民が増加したことにより、日本との交通も発達していった。日本との定期航路は、日本郵船が月に5回から8回があった。この航路は、横浜（または神戸、門司）から4-5日でサイパン、テニアン、ロタに達し、さらに3-4日でポナベ（東回り）あるいはパラオ（西回り）に達することができた。また、大日本航空会社による飛行便があった。これは、1か月2回の往復の定期空路である。この定期空路では、横浜とサイパン間が10時間、サイパンとパラオ間7時間である。さらに、各島間および外南洋間には定期船や南洋興発の社船があった⁽²²⁾。

第2節 南洋興発株式会社

南洋興発株式会社は、南洋群島において事業を行う会社として、国策会社たる東洋拓殖株式会社の投資によって、1935（大正10）年11月に資本金300万円として設立された。南洋興発は、設立前に主にサイパンでの開拓を行っていた西村拓殖、南洋殖産の事業を引き継ぐ形で設立された。南洋興発は、設立後、南洋群島の島の開墾、多くの日本人移民の導入、製糖工場や酒精工場の建設、鉄道の建設などを行い、砂糖や酒精を生産し、日本に輸出した。また、関連事業として、製氷および漁業の事業などに進出し、さらに、蘭領ニューギニアにおいても事業を行った。南洋興発株式会社は、南洋における日本企業進出の代表的企業であり、南洋開拓においても極めて重要な存在であった。

1. 南洋開拓の前身諸会社

南洋興発設立以前において南洋群島での開拓

事業を行っていた日本企業として、西村拓殖、南洋殖産などがあった。

① 西村拓殖株式会社

西村拓殖は、下関の豪家西村一家の事業が南洋に発展したもので、一族の総帥西村惣四郎氏が興したものである⁽²³⁾。1917（大正6）年2月に西村一族の出資で、サイパン島に西村製糖所の設立し、それが西村拓殖の前身となった。西村製糖所は赤糖の製造を計画し、事業一切は西村一松氏が指揮することとなった。まず西村家の漁業の本拠地たる山口、長崎の両県から移民をサイパンに送り、同年大正6年3月にチャランカの隣のヒナシス丘の付近で開墾を始めた。開拓のため日本や朝鮮から500人程度の移民を入れ、1917（大正6）年から2年間かけて、農場を開墾し、砂糖キビを植え、運搬のためのトラック線を敷き、製糖工場を建設した。

1919（大正8）年11月に西村製糖所は組織を変更して、資本金500万円で、四分の一払い込みの株式会社となり、西村拓殖株式会社と称した。西村一族が株式全部を引受け、社長は惣四郎氏、専務は一松氏、その他の重役には四郎氏、良輔氏、良吉氏等が就任した。しかし、製糖事業はうまくいかなかった。砂糖キビは雑草にうずもれ、技術者のいない工場は失敗を繰り返した。西村の事業は、砂糖は一向にはかばかしく出来ず、二度も火災に見舞われ建物、農園等を焼き、また熱病が流行して死者病人が続出し、サイパンの空気はだんだん陰鬱となり、西村の事業は次第に難境に追いつめられることになった。その後、第3回の製糖を始める直前頃からの砂糖相場の暴落などもあり、西村拓殖の経営は極めて厳しいものとなった。西村の事業はその他にもロタの棉花、クサイの繊維等があったが、すべて失敗した。その後もしくは製糖事業を継続したが、それも不可能となり、事業一切を放棄して終わり、そのために移民は生活の資を断たれ、サイパンは暗黒となり、移民地獄と言われた惨状を現出することとなったのである。

② 南洋殖産株式会社

南洋殖産株式会社は、南洋企業組合を前身とする⁽²⁴⁾。南洋企業組合は、1916（大正5）年渋沢子爵の娘婿で当時東洋生命と朝鮮興業の社長をしていた尾高次郎氏を中心として設立された。組合員の顔ぶれは、川崎肇氏、岩崎清七氏、大橋新太郎氏、藤山雷太氏、恒藤規隆氏、田中丸善藏氏、瀧澤吉三郎氏、阿部幸之助氏、九鬼紋七氏、伊藤忠兵衛氏等十数名の知名の実業家が列ねていた。

南洋企業組合は最初事務所を朝鮮興業の中に置いたが、1916（大正5）年の暮れに組織を変更して南洋殖産株式会社と改称し、東京府京橋区南新堀町に本社を置いた。南洋殖産株式会社の資本金は150万円で全額払込とし、南洋企業組合の組合員が1,000株引受け、外に渋沢同族会社が1,000持つことになった。株主は名士ばかりの145名で、社長に尾高氏、重役には恒藤氏、川崎氏、岩崎氏、田中丸氏、瀧澤氏等が就任した。しかし、この会社の重役はただ名前を列ねて置くだけで、実務のすべては理事の中村氏、支配人の廣瀬氏などの若手経営者が仕切った。

南洋殖産が最も力を注いだのは、フィリピンのダバオにおける麻栽培で、150万円の資本金の内、半額以上をこの事業に注いだ。しかし、現地での官憲の逼迫が甚しく、さらに相場の変動にも遭い、このダバオでの麻栽培事業は困難を極めた。

1917（大正6）年、南洋殖産はサイパン出張所を設けて、サイパン島の製糖事業に着手した。当時、島の南部には既に西村拓殖の事業が始まっていたので、南洋殖産は島の北部で製糖業を開始した。南洋殖産は、人夫制度ではなく小作制度を採用し、小笠原や八丈島地方から小作人として80戸ほど、またその他の移民約300名を入れ、土地を開墾し、栽培させた。製糖工場は60トン規模と小規模なものを建て、白下糖を生産した。

南洋殖産は白下糖の製糖を1918（大正7）年に開始し、毎年300樽位製造した。しかし、経営上の統制の問題、社員による金銭上の乱脈

等があり、事業は振るわなかった。南洋殖産は、ラサ島の燐鉱、フィリピンの麻事業等うまくいかず、資金難に陥り、1919（大正8）年に300万円増資を計画したがその払込が集らず、社債の発行も失敗して、1920（大正20）年には事業放棄の状況となった。その後のサイパンの様子は悲惨なものであった。社員は人夫に追い回されて逃げ歩き、一同瘦せ衰へて衣服などは見る影もなく破れ果て、サイパン島は険悪陰惨な状況となった。

2. 南洋興発の設立

以上のように、西村拓殖および南洋殖産の両社は、1920（大正9）年の財界恐慌に遭い金融に行き詰り、1,000名に近い両会社の移民は日々の食糧にさえ窮迫するに至った。加えて、島民の主食たる椰子は害虫の被害を受けほとんど全滅となり、島民も生活の危険に陥っていた。南洋興発株式会社は、このようなサイパンでの移民救済、南洋群島での開拓事業を目的として主に東洋拓殖と海外興業の出資により1921（大正10）年11月に設立された。東洋拓殖は、朝鮮を中心とした開拓事業を主な事業とする日本の国策会社である。海外興業は、移民事業を中心とした国策会社である。南洋興発の設立の経緯についてまずみてみよう。

東洋拓殖が南洋事業の失敗を引受ける準備として、西村拓殖の資本金を十分の一に減資し、資本金を50万円とし、社長の西村惣四郎氏を初め西村一家は全部役員から退き、東洋拓殖と海外興業の関係者が役員となった。新しい西村拓殖は、サイパン、テニアン、ロタの3島における借地権などの資産を引き継ぎ、また南洋殖産のサイパン、テニアンの両島における事業および財産を買収した。さらに西村拓殖と南洋殖産の負債を肩代わりすることになった。このような準備ができ、1921（大正10）年11月に西村拓殖の第2回定時株主総会で資本金を300万円（全額払込）に増加の上、南洋興発株式会社と改称した。南洋興発株式会社は、西村拓殖を改称する形で創立されたが、東洋拓殖などの投

資によって資本の構成が全く一新され、事実上においては新会社であった。南洋興発株式会社の経営については、松江春次氏が一切行うこととし、専務に就任した。外に初代の重役として東洋拓殖から取締役役に八木武三郎、蛭川新、村田命穆の三氏、監査役に見次郎氏が就任した。

南洋興発株式会社の資本金300万円、その総株式6万株の内、4万4千株は新投資で、残りの1万6千株は資産引当であるため、前者を甲号株、後者を乙号株と称した。甲号株は新投資であるため1割2分迄の優先配当を受ける権利があった。株式の配分は以下の通りである。

東洋拓殖	甲号	42,000株
海外興業	甲号	2,000株
旧西村拓殖関係	乙号	10,000株
旧南洋殖産関係	乙号	4,000株
海外興業	乙号	2,000株
計		60,000株

すなわち新投資は4万4千株であるが、海外興業の分は西村拓殖に対する貸出を株式に直したもののため、現金払込はわずかに東洋拓殖の4万2千株の210万円のみであった。さらに、その内から南洋殖産の買取費20万円、西村拓殖の事業負債等を支弁したので、残額はわずかに150万円となり、さらに興銀からの西村拓殖の負債60万円を負担したため、初めから非常に厳しい資金繰りであった。この東洋拓殖の南洋興発への投資には、子会社である海外興業が西村拓殖に対して行った貸出を、併せて整理しているという意図もあった。

① 南洋興発サイパン製糖所の設立

南洋興発は、松江春次氏が経営の中心となり、サイパンを中心とした南洋群島での本格的な事業が始まった。松江氏が計画したのは、サイパンでのサトウキビ栽培と製糖業である。1922(大正11)年から製糖の新工場建設のための準備を行った。西村拓殖と南洋殖産は、粗放な経営の後に一年余にもわたって事業放棄を続けた

ため、その荒廃ぶりはひどく、両社の施設はあまり利用できなく、これを取り除くのも大変であった。南洋興発がサイパンに計画した製糖工場は、1,200トン迄拡張できる設計の下に、最初800トン能力のかなり大きな工場を建設することであった。農場については、荒れ果てていたもので、全部開墾し直した。

サイパン製糖工場は、1923(大正12)年3月に完成した。これに要した延人数は13万人余であった。また、農場の砂糖キビを集積して工場に運搬する鉄道の建設も行い、同年大正12年末に鉄道の敷設がほぼ出来た。

しかし害虫により、砂糖キビは不作となった。そこで、害虫を撲滅するために、栽培園をすべて焼き払った。その後、害虫に強い新種の砂糖キビを栽培し、第3回目の刈り入れの1925(大正14)年には、原料としての砂糖キビができるようになり、製糖工場での生産が軌道に乗ることとなった。

1926(大正15)年には、サイパンに酒精工場と製氷工場の建設を行った。その後南洋興発の事業は順調に推移し、1930(昭和5)年には、サイパン島から西南にあるテニアン島にある喜多合名の土地と権利を30万円で買取し、新たに製糖工場を完成させた。喜多合名会社は、1916(大正5)年から主にテニアン島において主に椰子や綿花栽培の開拓事業を行なっている日本企業である。テニアン製糖工場は、1,200トンの生産能力を持つ工場、サイパン製糖工場もその前年度の1925(大正14)年に能力の増加のための大改造を行い1,200トンの生産能力を持つ工場となった。サイパンとテニアンの製糖両工場を合わせて、1930(昭和5)年には35万担(1担100斤)、1931(昭和6)年には65万担、1932(昭和7)年には70万担の砂糖を生産した。

② 日本からの移民と労働制度

南洋興発は、移民の救済が第一の目標であったため、西村拓殖と南洋殖産を併せ1,000名ほど引き継いだ。この移民を出身地方別に見ると、

沖縄県が最も多く、次に八丈島、朝鮮という順序であった。今後の南洋興発の事業においては、この移民1,000名だけでは足りなかつたので、この数倍の移民を日本から呼び寄せることとした。新たな移民については、沖縄県から移民を探ることに決めた。それは以下のような理由であった⁽²⁵⁾。

(1) 急速に多数の移民を求めるには、内地の中でも最も人口過剰に苦み、早くから海外思想が発達し、既にサイパン島にも相当の進出を行っていた沖縄県人を最も適当としたこと。

(2) 所要勢力の主力を占める砂糖キビ栽培の農夫としては、砂糖キビは極めて栽培の容易な作物ではあるが、なお全く砂糖キビを見たこともない地方の人々よりは、幼時から砂糖キビに親しみを持っている沖縄県を選ぶことが最も無難と考えたこと。

(3) 人口密度の首位たる沖縄県は、これを養うに足る産業を欠き、久しく蘇鉄地獄とさえ言われる惨状に沈淪していたのであるから、その過剰人口の一部を余裕ある南洋に移すことは、国策上極めて有意義と考へたこと。

それで南洋興発は、1922（大正11）年に沖縄県で移民募集を行い、同年6月にほとんどが成年男子からなる540名の沖縄県人がサイパン移民として入った。同年大正11年中に約2,000名の労働移民を入れ、前会社から引き継いだ約1,000名と併せ、同年中は約3,000名の労働者で開墾、工場、鉄道、諸建物の建設に当たった（参考資料2、参照）。

なお、その後の南洋拓殖での移民の経験として、砂糖キビ栽培、熱帯への適応力に関しては、昭和以後に採用した東北地方の移民が想像外の好成績を上げた。

1932（昭和7）年頃には、南洋興発に従事する日本移民の人口は15,000人に達し、サイパン、テニアン⁽²⁶⁾の総人口約23,000人に対し7割弱の割合にあたる。南洋興発関係以外の人口は、8,000人ほどで、南洋庁ならびに南洋貿易その他の会社の関係者および約3,000人の現地人島民からなる。この15,000人に達する南洋興発

の日本移民の中心は、約1,500戸に達する小作農家である。この小作農家は、一戸当たり五町歩を標準とする耕地の割り当て受け、その耕地から生産する砂糖キビの平均2割弱を南洋興発に納め、その他は南洋庁の認定を経た価格で南洋興発に売渡し、それで収入の基礎とする。通常、勤勉な農家は数年を経ずして相当の蓄財を持つことができた。移民は生活の向上により、出産率もかなり高い状況であった。

1927（昭和2）年からは共栄会を設けて会社と従業員との意思疎通をはかる機関とし、従業員の利害に関する重要問題は、すべてこの会の合議を経て行うようになった。子弟のための教育機関として、会社自らが教育所を設けて移民の子弟の教育に当たっていたが、漸次官立小学校が普及するようになり、会社の教育所は、すべて南洋庁に寄付又は廃止した。会社は、幼稚園と神社の経営だけとなった。医療においては、官立病院もあるが、会社がサイパン、テニアン共に医務室を設け、移民の健康衛生を行った。慰安娯楽の設備も整えた。工場従業員のためには倶楽部を設け、玉突、碁、将棋その他一通りの娯楽、野球、庭球、柔剣道等一通りの運動は何でもできるようにした。移民の生活必需品すなわち米、味噌、醤油、衣服等は酒保制度を設け物資の配給を行い、サイパン、テニアン各農場には分店を置いて移民の便宜を計った。また、内地の通信社からの電報を以って材料を得る様になり、又社外新聞も二三発刊を見るに至った。

③ 南洋開拓の進展

1931（昭和6）年には、南洋興発株式会社は大日本製氷株式会社と共同して南洋製氷株式会社を創設した。また、南洋興発は、南洋での漁業事業にも進出した。すなわち、昭和6年から日本の静岡の焼津水産組合と共同して南洋のパラオ、ニューギニアに到る海洋において鰹の漁業を開始した。

1932（昭和7）年には、南洋興発はグアム島に近いロタ島での開拓事業に着手した。ロタ島は、1918（大正7）年に西村拓殖により綿作を

出願して許可を得て、移民を入れて着手したが、結局自然災害や資金難などで失敗したという歴史がある。西村拓殖は、その後、砂糖キビなどを栽培し、島民に生食用として販売していた。1921（大正10）年に西村拓殖の南洋興発継承と共にロタ島の事業も一切南洋興発が引き継ぐことになった。南洋興発はロタ島にサイパンと同じ1,200トンの生産能力をもつ製糖工場を建設し、1935（昭和10）年に操業を開始した。

また、南洋興発はテニアン島の西南にある無人の小島であるアギーガン島の開拓事業も行った。アギーガン島、サイパン島、テニアン島の3島は極めて接近し、ロタ島だけが少し離れている。アギーガン島ではパイナップル栽培事業に着手した。

さらに、南洋興発は、ニューギニアでの開発事業へも進出した。ニューギニアは、日本の2倍以上の面積を持ち、当時その西半部はオランダ領で、東半部と北半部はオーストラリアの委任統治、南半部はイギリス領になっていた。南洋興発は、1931（昭和6）年、オランダ領ニューギニアのゲールフィンク湾地方において事業を行っていたフェニックス商事開墾株式会社を買収し、その権利一切を取得した。フェニックス商事開墾会社はこのゲールフィンク湾一帯を事業地とし、1926年にノビレ地方でダマル探集権を得てダマル事業経営を始め、傍らヌシ島全部を租借し、湾口のヤツク島においても借地権を得て店舗を経営し貿易に従事していた企業である。ダマルというのは、ダマル樹と称し、一見楠に類似する巨木から滲出する樹脂で、塗料原料として甚だ重要なものである。ダマルは、塗料原料としては飛行機の塗料、船底塗料等として、その他にレコード、電燈のソケット、靴クリーム、蠅取紙、凝革剤、製紙糊、線香、絆創膏などに使用された。

図表1は、南洋興発およびその関係会社の南洋での事業をみたものである。

④ 資本の増資と事業の発展

南洋興発株式会社は当初から南洋群島の統治

に関連して設立された企業であり、国策会社たる東洋拓殖の出資と政府の保護によって事業を発展していった。会社の資本金は、当初の300万円であったが、1930（昭和5）年に700万円（全額払込）となり、1933（昭和8）年にさらに2,000万円に増資（払込1,025万円）された。1934（昭和9）年4月の時点で、総株数40万株、株主総数284名、1,000株以上の大株主29名（その株式数376,400株）である。最大株主は、東洋拓殖株式会社で、その所有株数199,650株、以下、第十銀行の31,250株、内外投資株式会社の25,000株である⁽²⁶⁾。南洋興発は、東洋拓殖の有力な子会社であった。

会社定款（第2条）による南洋興発の事業目的は以下である（参考資料1、参照）。

- (1) 南洋における拓殖事業の経営。
- (2) 前号の事業経営のため南洋において土地所有権、地上権、借地権、その他土地の利用に関する権利を取得すること。
- (3) 生産物の加工販売ならびに物品売買業。
- (4) 各種鉱物の採掘精錬ならびにその売買。
- (5) 船舶および南洋における鉄道輸送業。
- (6) 南洋における金融業。
- (7) 南洋における電気および製水の供給。
- (8) 前各号に付帯する事業。
- (9) 前各号と同種の事業を目的とする他会社の株式の引受、取得。

南洋興発株式会社の実際の事業は製糖業を主体として酒精、澱粉、燐鉱、水産、製水、ならびにダマール採取等にわたり、その事業地はサイパン、テニアン、ロタ、パラオ、ペリリュウ、ポナベ、トコペイの諸島の外、蘭領ニューギニアにまたがる。

南洋興発株式会社の主要な事業は以下のようである⁽²⁷⁾。

(1) 移民事業

土地の開墾経営、移植民及びそれに伴う全般の社会的施設。

(2) 砂糖

サイパン

能力1,200トン、1工場、1923（大正12）年より製糖製造を着手した。

1934（昭和9）年度の製糖実績は、384,554担72である。

テニアン

テニアン第1工場は、能力1,200トンで、昭和5年より製糖製造を着手した。

1934（昭和9）年度の製糖実績は、365,303担1672である。

テニアン第2工場（能力1,200トン）は1930（昭和5）年度、テニアン第3工場（能力1,200トン）は1935（昭和10）年度より、製糖製造を開始した。

ロタ

ロタ島製糖工場（能力800トン）は1936（昭和11）年度より製糖を開始した。

南洋興産の各工場の合計産糖高は、1923（大正12）年21,365トン、1926（大正15）年152,659トン、1930（昭和5）年36,248トン、1935（昭和10）年135,345トン、1940（昭和15）年1,024,736トン、である。

砂糖キビ運搬のためにサイパン、テニアン、ロタの3島に鉄道を敷設した。製品の積出は日本郵船会社の定期船に依り、各島間の航路は主として南洋貿易株式会社が当たっていた。また、数隻の自社船を航行させるほか、倉庫棧橋等にも多大の設備を持っていた。

(3) 酒精

酒精は、ウイスキーその他の混成酒の醸造の原料で、その大部分は日本内地に輸出された。

サイパン

1日生産能力は醪300石、1926（大正15）年に建設された。

1933（昭和8）年度実績は7,000石である。

テニアン

1日生産能力は醪300石、1934（昭和9）年5月より製造を開始した。

(4) 糖蜜

サイパン、テニアン両島において酒精原料に供したるものを除き、糖蜜としての移出高は、1933（昭和8）年度において1,300万斤、1935（昭和10）年度において800万斤である。

(5) 澱粉

ポナペ島に1934（昭和9年）末に工場が完成し、1935（昭和10）年より製造開始した。甘蔗、カッサバ（タピオカ）、アロールートを原料とし年産50万貫程度である。

(6) 牧畜

耕運用ならびに運搬用の役牛飼育の目的で、サイパン、テニアン、ロタの各島に牧場を設け、牛を1千頭程度飼育した。これに砂糖キビ耕作人の畜牛を合わせると約3,600頭に達した。そのほか、水牛と馬を飼育した。

(7) 燐（りん）鉱

南洋群島の燐鉱開発は久しくアンガウル島のみに限られていたが、1931（昭和6）年外国為替の低落以来輸入燐鉱が暴騰し、日本の農村における肥料問題が重要となってきた。南洋興産はこれに対応するために、広く南洋群島での燐鉱の開発を企画した。南洋興産は、南洋庁からペリリュウ島での燐鉱採掘の権利を得て、1934（昭和9）年末より採掘開始した。年産25,000トン程度である。埋蔵量20万トン程度と推定された。次いでトコベ島での燐鉱の鉱業権を買収し、さらに1935（昭和10）年7月にはロタ島のサパナ山頂に相当鉱量豊富な燐鉱を発見すると共に、サイパン、テニアン、アギーガンの採掘権をも獲得した。燐鉱工場を設置している事業地は、サイパン、ロタ、ペリリュウ、トコベの4島である。

南洋興産は、ポナペ島、ペリリュウ等に燐鉱運搬用の鉄道を敷設した。燐鉱は、全量を三菱商事に販売を委託した。

(8) 水産（傍系事業、南洋水産株式会社）

南洋興発は、1930（昭和5）年に静岡県の焼津漁業組合と提携し、鰹魚ならびに鰹節の製造を始めた。その後、この事業は発展し、1936（昭和11）年には水産部を独立させて、資本金120万円（内払込30万円）の南洋水産株式会社を設立し、水産事業一切を継承した。1935（昭和10）年時点で、漁船は34隻所有していた。サイハン及びパラオに鰹節工場があり、昭和9年時には年産5万貫程度であった。

(9) 製氷（傍系事業、南洋製氷株式会社）

サイパン島およびパラオ島に製氷工場を経営し、各毎月2万貫程度を製造した。

(10) ダマル（ガム・コーパル）

1931（昭和6）年、蘭領ニューギニアにおいて、ドイツのフエニックス会社失敗の跡を承けてその権利を買収した。1932（昭和7）年からダマルという塗料樹脂の採取が始まった。

(11) 石油供給

貯蔵タンク、輸送船（傍系事業、南洋石油株式会社）などの事業。

(12) 貨物輸送

船舶、艇（傍系事業、鴨南運輸株式会社）などの事業。

(13) 土地埋立、土木建設

浚渫船による埋立、普通埋立、土木建設工事請負（傍系事業、南方産業株式会社）などの事業。

(14) 黄麻（ジュート）

農園、加工工場（傍系事業、南洋特殊繊維株式会社）などの事業。

(15) 綿花、黄麻

綿花農園、操麻工場、黄麻農園（傍系事業、南洋特殊繊維株式会社）などの事業。

(16) コブラ

椰子園経営、コブラ貿易（傍系事業、南太平洋貿易株式会社）などの事業。

(17) 珈琲、ゴム、その他の熱帯作物

農園経営（傍系事業、SAPT）などの事業。

(18) 真珠貝採取

真珠加採取および運搬船の経営。真珠貝の輸送および国内供給（傍系事業、日本真珠株式会社）などの事業。

(19) 真珠貝加工

真珠加工工場（傍系事業、海洋拓殖株式会社）などの事業。

(20) 貿易

オランダ領印度大東諸地方およびポルトガル領チモール等との貿易（傍系事業、SAPT、および南太平洋貿易株式会社）などの事業。

(21) 海運

パラオ、ニューギニア、ハルマヘラ、ラセム、セレバス、チモール各地間および沿岸航海、造船（傍系事業、SAPT、南太平洋貿易株式会社、および南洋興発合名株式会社）などの事業。

以上のように、南洋興発株式会社は直営事業として砂糖や酒精などの栽培・商品生産、燐鉱などの資源開発、水産、製氷といった事業、関連会社の事業として石油供給、貨物輸送、土木建設、黄麻（ジュート）、綿花、黄麻、コブラ、珈琲、ゴム、真珠貝採取・加工、貿易、海運など多様な事業を行っていた。

3. 南洋興発の関連会社の事業⁽²⁸⁾

(1) 南興水産株式会社

南洋群島は水産の一大宝庫である。南洋興発は、水産業の有望性に着目して、1930（昭和5）年11月静岡県焼津町の漁業組合と提携し、まず鰹漁業と鰹節の製造に着手した。その後事業の進展により、1935（昭和10）年1月水産

部を独立させて、資本金120万円の南興水産株式会社を創立した。また、同年昭和10年4月にはサイパン島の南洋製氷株式会社を買収合併し、さらに1937（昭和12）年には本会社を南洋拓殖株式会社との共同経営に移した。南興水産は本社をパラオに置き、パラオ、サイパン、トラック、ポナペの四島に営業所を設け、各営業所に鯉鮪漁業に必要な諸工場その他の諸施設を置いた。

鯉漁業および鯉節製造販売に関しては、1939（昭和14）年では、漁船およびその他の船の合計で64隻であって、群島海洋を漁場とし、その大部分を鯉節原料として生産した。当時の日本内地で消費される鯉節の約8割は南洋節で占めているという盛況を示していた。鯉節工場には、パラオ、サイパン、トラック、ポナペに4工場があった。

製氷事業については、パラオ、サイパン、トラックに製氷工場と営業所があった。漁獲物の冷蔵を行うと共に、他の水産業者にも販売供給した。

（2）南興食品株式会社

南興食品株式会社は罐詰事業を行う会社として、南興水産株式会社の傍系会社として、資本金15万円で設立された。パラオ工場において鯉、鮪を原料とする油漬、大和煮類の罐詰製造事業を行った。油漬は主としてカナダ向の輸出をし、大和煮類は同社の中国大連出張所を通じて大部分を満洲、関東州に輸出し、一部を南洋群島内及び日本に供給した。その他東京の蒲田工場においては、加工食料品として鯉の佃煮を製造すると共に、その他鯉肝臓、鯉荒粕等の輸出も行った。

（3）南洋石油株式会社

当時、南洋群島には石油の産出がなく、かつ油槽の設備が無かったので、石油は日本内地から輸送されていた。南洋興発は、1934（昭和9）年3月に資本金100万円の南洋石油株式会社（内払込52万円）の設立に参加した。南洋石油

株式会社は、南洋群島の各所に貯油タンクならびに油槽船を設け、南洋での石油の直接輸入販売を行った。南洋興発は、南洋石油株式会社を通じて、製糖工場、社有関係船舶などに石油の供給を行った。

（4）鵬南運輸株式会社

1937（昭和12）年10月、南洋貨物の取扱に10数年の経験をもつ桜回送店および香取商店と提携して、南洋興発は、南洋貨物の取扱を目的とする鵬南運輸株式会社（資本金20万円、全額払込）の設立に参加した。1939（昭和14）年から燐鉱および石炭の輸送も取扱うこととなった。

（5）南方産業株式会社

南洋群島の西南端に位置するパラオ島は、南洋庁の所在地として行政の中心地であり、外南洋進出の拠点として非常に重要な地位を占めている。南洋興発は、1937（昭和12）年12月、パラオ島での港湾開発、埋立、土木、建築などの請負を目的とする南方産業株式会社（資本金120万円、全額払込）の設立に参加した。

（6）南洋特殊繊維株式会社

1940（昭和15）年5月、南洋興発は、繊維材料の黄麻（ジュート）の栽培と供給・加工を目的とする南洋特殊繊維株式会社（資本金15万円、全額払込）を、多年特殊繊維の利用に経験のある日本特殊繊維株式会社と提携して設立した。南洋群島における黄麻およびカラオ栽培ならびにその加工業を行った。

黄麻の栽培の事業化を、まずロタ島の休閒地、クサイ島、パラオ島の官営植民地で行った。その後、黄麻の栽培地としてクサイ、パラオの2島で直営農場を経営し、またロタ、ポナペ、ヤップ等においても委託栽培、その他作物の買付を行った。

（7）南洋興発合名会社

南洋興発は、1931（昭和6）年、パプアニュー

ギニアでのドイツ・フェニックス会社の事業権利一切を買収し、首都マノクワリにオランダ商法による南洋興発合名会社（投資額約300万円）を設立した。買収した権利は、ヘールウインク湾沿岸のナピレ奥地に在る31,500町歩のグマル樹脂林およびヌシ島ならびにビヤツク島にある永租借権等である。翌1932（昭和7）年、グマル樹脂採取事業を開始し、1933（昭和8）年には南洋貿易株式会社からモミに棉花栽培用として、約350町歩の永租借権の譲渡を得、さらに1935（昭和10）年にはオランダ政府よりモミに2,000町歩、サルミに3,500町歩の永租借地留保許可を得た。南洋興発合名会社は、樹脂採取事業ならびに棉花栽培事業を営む他、黄麻の栽培、雑作の栽培、牧畜経営、さらに船舶運航、等の事業を行った。

グマル樹脂は、楠に似た巨木で、この木から滲出した樹脂を採取するのである。これを原料とする製品は飛行機の塗料、船底塗料、その他一切の塗料原料および蓄音機のレコード、電気の絶縁材料、靴クリーム、凝革剤、絆創膏等の広汎な用途を持つ。南洋興発合名は、300名近いパプアニューギニアの現地人を使用してグマル樹脂採集に当たり、年産額3,300担を産出した。

また、南洋興発合名会社は、1933（昭和8）年、ワーレン（モミ）において約350町歩の永租借地の譲渡を受け、翌1934（昭和9）年初頭から棉花の試作に着手した。1940（昭和15）年には、綿作租借面積はモミ、サルミの両地を合わせて1,560町歩（他に租借許可保留地4,300百町歩あり）で、この中で開墾を終えたのは1,100町歩、作付面積は700町歩に及んだ。常用のパプアニューギニアの現地人は、モミ、サルミの両地で2,800名に及んだ。

さらに、南洋興発合名会社は、雑作栽培、牧畜、船舶運航等を行った。モミ棉作地の一部及びナピレ海岸地方で租借した約50町歩の農場において、陸稲、タマネギ、タピオカ、青豆、カボツク、カカオ、胡麻等の食糧作物の栽培を行うほか、牧場を設けて牛や羊の飼育を行った。

船舶事業については、ニューギニア各事業地間、ならびにパラオ、マノクワリ間連絡のために社船三隻を運航し、蘭印各地ならびに日本内地との連絡に当たっている。社船は次の通りである。

1. ぬゑ丸（日本国238トン）ーパラオ、ニューギニア（マノクワリ）、セレベス（メナド）間の連絡および臨時コブラの積取。年大体10回航路。
2. 大東丸（オランダ国籍80トン）ーマノクワリ、モミ、ナピレ、サルミ等のニューギニア沿岸連絡。不定期。
3. ヘールウインク号（オランダ国籍9トン、モーターボート）マノクワリ、モミ間およびその付近の補助連絡。不定期。

1940（昭和15）年当時の邦人従業員の数は、オランダ政府の入国制限のため僅かに40名に過ぎず、労力は主として本島のパプアニューギニアの現地人であった。南洋興発合名会社は、当時、ナミレ、モミ、サルミの3地を合わせて、約3,200名のパプアニューギニアの現地人を使役していた。この現地人のための社会施設として、オランダ人医師を置く病院、学校、教会、倶楽部、運動場等を設置した。

（8）南太平洋貿易株式会社

オランダ領東印度の主要な島であるセレベス島での開発を目的として、1937（昭和12）年5月に資本金1,000万円で南太平洋貿易株式会社が南洋興発の出資で設立された。同社は、セレベス島の4つの椰子農園の経営にあたりと共に、子会社のセレベス興業合資会社がコブラの貿易を行った。コブラは食料および油脂工業の原料として重要なものである。当時、オランダ領東印度は、コブラの主要な生産地で、それを欧州などに輸出し、その6割程度はセレベス島の生産輸出によるものであった。南太平洋貿易の生産によるコブラは、その8割を欧州に輸出し、その約2割を日本の輸出している⁽²⁹⁾。

その他に南太平洋貿易株式会社は、コブラ事

業に関連して、南洋に於けるコブラの買い付けと搾油事業を行う目的で、1938（昭和13）年1月にその子会社として資本金45万円（全額払込）の南洋油脂興業株式会社を設立した。南洋油脂興業は、内南洋諸島にコブラの買い付けの営業所を持ち、日本に2ヶ所の搾油工場を設け油脂の製造販売を行った。

(9) S・A・P・T

南洋興発は、ポルトガル領チモール島の開拓を目的として、1936（昭和11）年9月、大和商会を設立し、貿易や海運事業を営むようになった。チモール島は、オーストラリアの西北地方にあたる島で、東半部はポルトガル領、西半分はオランダ領に属する。1937（昭和12）年8月、南洋興発は、チモール島の代表的商社ソシエダデ・グリコラ・パトリア・エ・トラバリヨ（旧S・A・P・T）と提携して、チモール島の開発を目的とした、資本金189万パタカの日本とポルトガルの合弁会社S・A・P・Tを設立した。1939（昭和14）年9月、S・A・P・Tは、オランダ国立海外銀行（略称B・N・U）を加えて資本構造が変わり、オランダ国の半官半民会社となった。この会社における南洋興発の株式持ちは40.1%、旧S・A・P・Tのそれは52.4%、ポルトガル国立海外銀行のそれは7.6%である。南洋興発からS・A・P・Tへ、役員などを派遣した。南洋興発は、ポルトガル合弁会社を通じ、1940（昭和15）年当時、約16,000町歩の農園と、チモールにおける貿易および海運を担うこととなった。S・A・P・Tの農園では、椰子、ゴムなどを栽培し、現地人約1,000名を使用し、農園の経営にあたった。S・A・P・Tの海運では、社船を使用して、パラオとチモール・デリー市間を、月一航海および二航海の定期航路を運航した。

(10) 日本真珠株式会社と海洋拓殖株式会社

1937（昭和12）年6月、南洋興発は真珠貝採取事業を目的として、資本金300万円（1回払込75万円）の海洋拓殖株式会社を設立した。

翌1938（昭和13）年1月、日本真珠株式会社（資本金150万円全額払込）が設立されるやこれに参加し、海洋殖産の採貝事業一切を日本真珠に引き継ぎ、海洋殖産株式会社は真珠貝の加工事業に主力を注ぐことになった。当時、真珠採貝地として有名なものには、豪州ではヨーク半島の突端にある木曜島、北オーストラリアのポート・ダーウィン、西オーストラリア洲のブルーム等があり、また、ニューギニアのアロー島ドボおよび南洋群島のパラオは邦人採貝業者の根拠地であった。パラオ、アラフラ海を中心とする日本人の採取事業は、日が浅いにもかかわらず多く進出し、世界市場で存在感を持っていた。日本真珠株式会社は、このような乱立し生産過剰となった日系真珠貝採取事業者を統制することも目的であった。

1940（昭和15）年4月、日本真珠株式会社の資本は、南洋興発および南洋拓殖の協力により、新たに400万円に増資された。それ以降、日本人採取船は一切日本真珠株式会社の手に統制された。この新增資によって日本真珠株式会社が真珠採取業者から買収した採取船は総計97隻であった。1940（昭和15）年、日本人の真珠採取船の収穫高は、約1,500トンである。

傍系の海洋殖産株式会社は、1938（昭和13）年9月、日本の大阪堺で、1940（昭和15）年には甲子園で真珠貝殻によるボタン製造を行った。この両工場において真珠貝ボタンの製造を行い、また真珠貝を材料とする美術工芸品も製造し、日本や海外に販売した。

4. 国策開拓会社としての南洋興発

南洋興発の事業について、以下のような記述がある⁽³⁰⁾。

「我社は南洋群島の経済的開発更に進んでは表南洋の開拓並に南洋文化の建設を目標とするものにして、我社の営む所の事業は畢竟するに之が手段たるに外ならず。其等の中従来最も力を注ぎ又最も成功したるは、製糖事業並に之が付帯事業たる酒精製造にして、我社は一口に製

糖会社として通ずる模様あるも、若し之がため前に掲げたる我社の大目標を没却せらるる事あらば、それは必ずしも我社の本意にはあらざるなり」

南洋興発は、南洋群島の開発・開拓を目的とする、準国策会社であるといえる。南洋興発の株式資本をみると、朝鮮などの開拓を目的とする国策会社である東洋拓殖が株式の過半数以上を占めている。さらに、南洋群島で南洋興発に関係する日本人移民は、昭和初期には1万人を上り、在住日本人人口の3分の1以上を占めた。南洋群島への日本人の人口の推移をみると、1920（大正9）年には約1,700名、1930（昭和5）年は約5,300名、1935（昭和10）年には約52,000名、1938（昭和13）年末には約70,000名に激増した。その中で、1938（昭和13）年末時点で南洋興発に関係する日本人の戸数は約1万戸、その家族を合わせれば約3万5千名であった⁽³¹⁾。南洋興発は、南洋群島への日本人移民の最大の担い手であった。また、南洋庁歳入（昭和8年予算）5,628,918円のうち3,090,000円はこの会社の納入する税であった。南洋興発会社の経営と南洋庁の統治とが密接なる相互的依存関係に立っている。南洋興発株式会社は、南洋群島の経済・移民・統治における中心的機関であると言えるであろう。

第3節 南洋拓殖株式会社

南洋拓殖株式会社は、南洋群島における資源開発・開拓等の事業を目的して、1936（昭和11）年11月の勅令第228号の南洋拓殖会社令で設立された⁽³²⁾。南洋拓殖は、南洋群島での開発を目的とした国策会社であるといえる。資本金は2,000万円、本店は南洋群島パラオ諸島コロール島に置いた。南洋拓殖の事業は、定款に定められている。定款第34条では、「拓殖のため必要なる農業、水産業、鉱業及び海運業、植民事業、土地の取得、経営及処分、農業者漁業者もしくは移民に対し拓殖上必要なる物品の供給又はその生産品の買収、加工もしくは販売

資金の供給、各事業に付帯する業務、拓殖の爲め必要なる事業」としている。南洋拓殖の事業は、定款にみる限り、かなり多角的である。南洋拓殖株式会社は、払込資本額の3倍に限り南洋拓殖債権を発行できる（南洋拓殖会社令第12条）。

南洋拓殖は、直営事業もあるが、それ以外の拓殖事業はこれを直系および傍系会社に委託している。すなわち、南洋拓殖は、特殊会社の地位にあり、関係諸会社を統制している。

初代社長は深尾隆太郎、二代目社長は大志摩孫四郎である。南洋拓殖は、台湾拓殖株式会社および南洋興発株式会社と共に、南方・南洋の開拓事業を担う重要な存在であった。

南洋拓殖の直営事業は、貸付事業、燐鉱採掘事業、農業、代理店業務（日本郵船、日本銀行等）などである。その中で、中心的存在となっているのは直営の燐鉱石事業である。アンガウル島での燐鉱採掘事業は、南洋庁の直営事業を引き継いだものである。燐鉱石は、農業に不可欠の燐酸肥料の原料である。南洋拓殖は、当時日本最大の燐鉱生産企業であった。南洋拓殖は、アンガウル島、フハエス島、エボン島、ソンソル島で燐鉱の採掘事業を行った。アンガウル島の燐鉱鉱床は日本企業としては最大のものであった。

南洋拓殖は、燐鉱石事業の外、野菜等の熱帯農業の経営、これに付帯する農夫の移住、青年による南洋拓殖挺身隊の組織、南方への進出を目指す邦人事業家及び移民への拓殖資金の貸付等の事業も行っている。

子会社の通じての事業を見ると、南洋拓殖の投資会社は1942（昭和17）年時点で合計21社、その総投資額は約2,500万円である。これら子会社の事業は水産、農業、ボーキサイト採掘等である。農業、水産事業は熱帯農産、豊南産業、南興水産等の子会社を通じて行っている。ボーキサイト事業には、子会社の南洋アルミニウム鉱業が当たっている。ボーキササイトの採掘はパラオ、ポナペ、ヤップ諸島で行われている。

1942（昭和17）年時点での南洋拓殖の投資会社は以下である⁽³³⁾。

公称資本金 (千円)	払込額 (千円)	
太陽真珠	1,200	1,200
南拓鳳梨	2,000	500
南洋アルミ	10,000	6,000
ニウム鋳業		
南洋電気	1,500	1,500
南興水産	10,000	10,000
南方産業	1,200	1,200
日本真珠	4,000	4,000
熱帯農産	500	375
豊南産業	200	200
南洋汽船	1,500	1,500
南拓興業	4,000	4,000
大日本燐鋳	3,000	3,000
二葉商会	300	300
南国企業	2,000	1,500
東洋軽金属	45,000	22,000
東洋電化工業	5,000	5,000
ボルネオ殖産	1,000	1,000
極洋捕鯨	20,000	15,000
印度支那燐鋳	250比ドル	250比ドル

以上の企業で南洋拓殖が株式の過半数を所有している企業は、日本真珠、南洋電気、南興水産、南洋汽船、南拓興業、二葉商会、南国企業、印度支那燐鋳である。

第4節 南洋貿易株式会社

南洋貿易株式会社は、スペイン領時代からマリアナ、パラオ及びカロリン群島にて商業貿易に活動していたという最も古い歴史を持つ企業である⁽³⁴⁾。前述したように、1906(明治39)年に南洋貿易日置株式会社と南洋貿易村山合資会社が合併して南洋貿易株式会社になった。南洋貿易は船と多くの土地を借地、または所有していた。

1933(昭和8)年3月末時点での南洋貿易の資本金は、200万円(全額払込)、株式数40,000株、株主数482名である。全株式の中で15,132株は川崎財閥系が所有する。南洋貿易の事業の範囲は、商業、貿易、海運、回漕、請

負、椰子植林、水産業等にわたり、その事業地域は南洋群島内の各地の外、蘭領セレベス、英領ギルバート、米領グアム、ならびに豪州委任統治地ラバウルに及んだ。

南洋貿易株式会社は、その後増資を重ね、戦時中の1942(昭和17)年時点では、資本金1,000万円である⁽³⁵⁾。南洋貿易株式会社の事業概要は以下である⁽³⁶⁾。

(1) 商業、貿易、回漕、請負

南洋貿易株式会社は、南洋群島内において、サイパン、ヤップ、トラック、マーシャル、ギルバート、メナードなどに支店があった。その他に、出張所、分店ならびに南洋群島外において支店、代理店を有していた。南洋貿易は、コブラ(ココ椰子の果実の胚乳を乾燥させたものあり、菓子・石・食用油などの材料)・高瀬貝・海參・鼈甲等を買付して日本に輸出し、雑貨・食料品・衣服・日用品等の商品を日本から輸入し南洋で販売するという貿易が中心であった。さらに、回船運漕、ならびに汽船荷役その他の請負の業務も行っていた。汽船荷役その他請負業は、南洋群島において独占していた。

(2) 乗合自動車

乗合バス事業をサイパン、テナアン、ロタの各地で経営するとともに、パラオ島では子会社パラオ交通を設立し、バス事業を行っていた。

(3) 海運

南洋貿易株式会社は、マリアナ、ヤップ、パラオ、トラック、ポナペ、マーシャルの各島航路を有し、南洋群島外ではラバウル、ギルバート、及びグアムに航路を有していた。また、子会社として南貿汽船を設立し、南洋群島各島間、ならびに南洋庁受命定期航路を就航していた。

(4) 椰子栽植

ポナペ、マリアナ群島のパガン、パラオ本島のパラオ、ポナペ支庁管内のパキンとウゼラン、ヤップ離島ウルシ外島、マリアナ群島アナタ

ハン外4島、マーシャル群島のキリー島、蘭領セレベス島のアムランで、椰子栽植事業を行っていた。

(5) 水産業

ポナペ、トラック、サイパンの各地に、それぞれ直営の漁船、工場を持ち、鯉鮪漁業ならびに並びに鯉節製造を行った。また、鯉節を日本に輸出する子会社として南洋鯉節会社を設立した。

また、東印度セレベス島メナドおよびハルマヘラ島タルナテにおいて、子会社の東印度水産会社を設立して、鯉鮪漁業、ならびにその冷凍加工、罐詰事業を経営した。

(6) 油脂事業

日本においてコブラ年額3万トンの搾油能力を有する横浜工場を持っていた。

(7) その他の事業

南洋群島において、土木請負業、鉄鋳業、造船事業等を経営していた。クサイ島では、月産5千石の能力のある製材所を経営し、またポナペ島ではタンニン工業所を経営した。

以上のように、南洋貿易株式会社は多様な事業を行っていたが、その主要な活動は商業、貿易、海運等の事業であった。しかし、南洋貿易は、1942（昭和17）年7月に南洋興発と合併し、その50年にわたる南洋群島の活動の歴史を閉じた。

おわりに

南洋興発株式会社、南洋拓殖株式会社、南洋貿易株式会社の3社は、日本統治下の南洋群島開発における3本柱であった。これら日本企業の南洋群島への進出と経営の特徴について述べてみたい。

第1は、日本企業の南洋進出先での労働者は、現地人ではなく、多くは日本からの移民であったことである。南洋群島における日本企業の国際経営において、移民は重要であった。これら

の日本企業は、進出先での現地経営において、日本人移民を主体として運営していた。海外進出企業の現地での人的資源戦略は、①すべて日本人、②日本人と現地人、③すべて現地人、に類型化することができる。南洋興発の事業、特にサイパンを中心とした砂糖キビ栽培・製糖事業は、ほとんど現地人が雇用されず、移民を中心とした日本人・日本人によって担われた。この事情には、南洋群島の現地人は、人口が少なく、まだ未開の民族であったこともあろう。ともかく、当時の日本企業の南洋群島進出において、人の現地化は進んでいなく、日本人移民を労働者・小作人として雇用・使用し、経営者・管理者・社員のほとんどが日本からの派遣で企業運営が行われていたのである。

第2は、南洋興発、南洋拓殖は日本人移民政策を担った企業でもあったことである。戦前の移民政策を担った重要な企業として、南洋群島移民の南洋興発、南米移民の海外興業等がある。南洋興発の製糖事業は、沖縄、九州（鹿児島、宮崎、熊本等）、東北（福島、山形等）、八丈島を中心とした日本からの契約労働者により進められた。1935（昭和10）年の時点で、南洋興発が抱えていた移民の数は1万2,749人、移民の家族を含めた人数は2万8,000人前後であった。南洋興発は、移民募集を行い、移民国策の1つの重要な存在であった。南洋興発は、日本からの移民に対して、出身地よりの渡航費一切と支度料、および渡航後における農耕具費、住宅建築費、1年間の生活費、耕作資金等を一切貸与し、その額1戸当たり1,000円から1,800円程度で、耕作資金に対しては製糖期7か月間の利子を免除し、南洋移住を奨励した。米、味噌、醤油等の生活必需品については、安価で確実な供給を行った⁽³⁷⁾。移民労働者は、小作人と作業員とに分かれていた。小作人は、砂糖キビ栽培者として1戸当たり5町歩から6町歩の耕地割り当てを受け、休閒地ならびに自家用地を除き毎年5町歩内外の耕作を行い、1町歩当たり平均10万斤以上の収穫を上げ、そのうち、平均1割5分を小作料として南洋興発に納入

し、その他の収穫は南洋興発に売り渡した。不作等の場合においては小作料の免除規定を設けた。売り渡し価格は、南洋庁の許可を受けた価格であった。また、永耕作者を優遇する目的で、1939（昭和14）年11月から、耕作期間が満20年以上では100%、満18年以上では70%、満13年以上では35%、満15年以上では50%、満10年以上では20%、満8年以上では15%、満5年以上では1割、の小作料の減免方法を実施した⁽³⁸⁾。さらに、割増奨励金制度を設けて利潤分配を行った。多くの移民者は、2年程度で前仮金を完済し、その後は生活と安定を得ることができた⁽³⁹⁾。

作業員は直営農場と耕作農家において賃金制で雇用する者である。渡島後間もなく講負の適用を受ける。作業員にも小作人と同様現住所より就業地迄の航費その他を貸与できる。さらに、小作人と作業員との中間には準耕作の制度を設けた。これは、割当耕地を一町歩とし、その余剰労力を賃金労働に振向けることができるという制度である。

以上のように、南洋群島のこれらの日本企業は、このような移民政策による日本人移民の大量の流入により、事業経営がなされたのである。

第3は、南洋進出の主要な担い手であった3社の内、南洋興発、南洋拓殖の2社は、国策会社たる性格を持っていたことである。南洋興発は、朝鮮を中心とした開発・開拓を目的とした国策会社である東洋拓殖の子会社であった。南洋拓殖は、南洋開発を目的とする国策会社であった。この2社は、委任統治であった南洋群島での開発・拓殖という目的のために、南洋庁から特別の保護を受けて活動した存在であった。

第4は、南洋興発は多くの関連会社を持ち多様な事業展開を行っていた、いわゆる南洋コンツェルンであったことである。南洋興発は、設立当初から東洋拓殖からの出資が多く東洋拓殖系の企業であるといえるが、南洋興発の実質的な経営者である松江春次氏の支配力が強く、南洋興発関連企業グループは、松江コンツェルンという側面もある。松江氏は、関連会社の多く

に大株主として出資しており、南洋興発グループのオーナーというべき存在である。グループの中心企業である南洋興発株式会社の大株主（昭和15年）をみると、東洋拓殖が409,540株で筆頭株主であるが、松江春次氏個人の株式は41,600株と第2位の大株主である。その他の南洋興発関連企業でも、松江春次氏は大株主として出資している。さらに、松江春次氏は、経営者として南洋興発グループに大きな影響力を保持していた。このような点から、南洋興発関連企業グループは、松江コンツェルンとも言えるのである。

南洋興発およびその関連企業の事業領域は、砂糖、酒精、糖蜜、澱粉、ダマル、黄麻、綿花、コブラ、珈琲、ゴムなどの栽培・製造、燐鉱などの資源開発、海運や貨物輸送、真珠貝採取や真珠貝加工、水産、製氷、石油供給、土木建設、貿易、移民事業、など広範囲にわたるものであった。南洋興発グループの事業地域は、南洋全域に及び、広範囲である。南洋興発グループは、南洋地域で多様な事業を展開する南洋興発コンツェルンであると言えるであろう。

第5は、南洋興発、南洋拓殖、南洋貿易等の日系南洋企業は、日本統治下の南洋群島のみならず、統治領以外の他国領にも進出し、直接投資を行い、関連会社を設立していたことである。その進出形態は多様で、外国との合弁形態、日本資本の単独出資等があった。その意味で、戦前の日本企業においても海外直接投資による国際経営が南洋においても行われていたのである。

第6は、南洋群島は、いわゆる南進の拠点であったことである。南洋に新しいフロンティアを求めて、日本から多くの移民が移住した。南洋群島は、日本国の政治的・軍事的な南進の拠点のみならず、当時の日本人の南への精神的な憧れとしての桃源郷でもあったのである。

南洋群島は、大戦中に戦場となり、日本軍は崩壊した。サイパン島では、上陸した米軍に対して、日本軍は激しい抵抗を試みたが、ほぼ全滅した。サイパンでの戦闘は、多くの民間人の命を奪った。テニアン島でも、ほぼ同様な戦闘

が繰り返された。日本は、南洋群島で完全な敗北に終わった。1944（昭和19）年のアメリカ軍のサイパン、グアム、テニアンなどの南洋群島への空爆・艦隊による砲撃、米軍上陸等により、南洋興発人も1万人といわれる尊い犠牲を余儀なくされた⁽⁴⁰⁾。終戦時の南洋群島残留邦人は約5万人、そのうち沖縄県人は約3万6千人であった⁽⁴¹⁾。南洋群島で活動していた日本企業は、日本の敗戦とともにすべて終わりを告げたのである。

参考資料1. 南洋興発株式会社定款（昭和11年12月21日改正）⁽⁴³⁾

（南洋興発（1936b）『南洋開拓と南洋興発株式会社の現状』南洋興発株式会社、44-51頁）

第一章 総則

第1条 本会社は南洋興発株式会社と称す。

第2条 本会社の目的左の如し。

- 一、南洋に於ける拓殖事業の経営
- 二、前号の事業経営の爲め南洋に於て土地所有権、地上権、借地権、其の他土地の利用に関する権利を取得すること。
- 三、生産物の加工販売ならびに物品売買業
- 四、各種鉱物の採掘精練ならびにその売買
- 五、船舶及南洋に於ける鉄道輸送業
- 六、南洋に於ける金融業
- 七、南洋に於ける電気及製氷の供給
- 八、前各号に付帯する事業
- 九、前各号と同種の事業を目的とする他会社の株式の引受、取得

第3条 本会社資本総額は金式千萬元とす。

第4条 本会社は本店をサイパン島に置きその他業務上必要なる地に支店出張所又は事務所を設く。

第5条 本会社の公告は東京市に於て発行する時事新報に掲載す。

第二章 株式

第6条 本会社の株式は四拾萬株とし株の金額を金五拾円とす。

第7条 本会社の株式は記名式とし五株券、拾株券、百株券、千株券の四種とす。

第8条 株主は住所氏名及印鑑を本会社に届出るべしその変更ありたる時亦同じ。

前項の届出なきに因り生じたる損害に付ては本会社は之を賠償する責に任せず。

第9条 株式の譲渡に因り名義の書換を請求する者は本会社所定の書式に依り双方連署ある請求書を添えて出すべし株式の譲渡以外の原因に依り名義の書換を請求する者は本会社所定の書式に依りかつその取得の原因を証明すべき書面にその株券を添えて差出すべし。

前項の場合に於ける名義書換の手数料は株券1枚に付き金拾銭とす。

第10条 株券の毀損分合の爲め新株券の交付を請求する者は本会社所定の書式に依りる請求書にその株式を添えて差出すべし。

株券の喪失の爲め新株券の交付を請求する者は本会社所定の書式に依り本会社に於て適当と認むる保証人弐名以上の連署を以てその請求を爲すべし此の場合に於ては本会社は請求者の費用を以て喪失の事由を公告し尚参拾日を経て他より故障を申出づる者なきときは新株券を交付す前二項の場合に於ける株券再発行の手数料は再発行株券1枚に付き金三十銭とす。

第11条 株金の払込並にその期日は重役会の決議を以て之を定む。

株金の払込を怠りたる者は払込期日の翌日より現に払込みたる当日迄金貸壹百円に付き日歩四銭の割合を以て遅延利息を支払うべし。

第12条 本会社は定時総会前参拾日以内の期間は株式の名義書換を停止すべし。

前項以外の時期といえども重役会の決議により公告の上式拾日以内の期間名義書換を停止することができる。

第三章 株主総会

第13条 本会社は毎計算期末より参ヵ月内に定時株主総会を開くものとす。

第14条 総会の議長は社長之に任ず差支あるときは他の取締役之に任ず。

第15条 株主は其議決権の行使を出席株主に委任することができる。

第16条 総会の決議録に記載し議長之に署名

すべし。

第四章 役員

第17条 本会社に左の役員を置く。

取締役 七名以内

監査役 弐名以内

第18条 取締役は壹百株以上を所有する株主中より選挙す。

第19条 取締役は在任中其の所有株式壹百株を監査役に供託すべし。

第20条 取締役は互選を以て社長壹名常務取締役若干名を定む。

第21条 社長は会社を代表し重役会の決議に基き会社の業務を執行す。

常務取締役は社長を補佐して業務を執行す。

第22条 監査役は五拾株以上を所有する株主中より選挙す。

第23条 取締役の任期は参ヶ年監査役の任期は壹ヶ年とす、但其の任期が最終の配当期に関する定時株主総会以前に終了するときは総会の終了に至る迄伸長す。

第24条 取締役及監査役に欠員を生じたるときは臨時株主総会を開き補欠選挙を為すべし此場合に選挙せられたる役員の前任期は前任者が期間の満了に依りて退任すべかりし日迄とす。但し法定の人員を欠かす且業務に差支なきときは次回の選挙期まで選挙為さざることができる。

第五章 計算

第25条 本会社の計算は毎半ヶ年とし拾月壹日より翌年参月参拾壹日迄を上半期とし四月壹日より九月参拾日迄を下半期とす。

第26条 本会社の計算は毎事業年度内に生じたる総益金より総損金（諸償却金を含む）を控除しくるものを利益金とし左の如く処分す。

- 一、法定積立金 利益金の百分の五以上
- 一、重役賞与金 利益金の百分の拾以内
- 一、株主配当金
- 一、特別積立金
- 一、後期繰越金

前項各号の外株主総会の決議により配当準備積立金其の他必要なる処分を為すことができる。

第27条 株主配当金は五月参拾壹日現在の株

主名簿に依り支払うものとす。

付則

昭和拾壹年に限り昭和拾壹年拾月より昭和拾壹年参月参拾壹日迄を上半期とす。

参考資料2.

南洋興発株式会社サイパン島応募者心得書⁽⁴⁴⁾
（内閣拓殖局（1927）『植民地に於ける食料供給及移住計画に関する参照規定（昭和2年2月）』内閣拓殖局）

1. 仕事は農業労働をするのであります。
2. 18歳才以上40才以下の男および夫婦の方で壮健の人。
3. 作業時間および休憩時間ならびに休日
非製糖期は午前7時就業正午より午後1時迄、昼食の為休憩、午後1時就業同5時終業。
製糖期（約6ヶ月）は昼夜作業に付約10日毎に2交替夜間作業に従事せねばなりませぬ、就業時間は昼間作業午前7時就業午後7時終業、夜間作業は午後7時就業午前7時終業、昼食または夜食の為1時間休憩す、野外勤務は日出より日没迄の間に於いて11時間30分として、内中食およびタバコ時間として1時間30分休む。
休日は、非製糖期毎月第1第3の日曜および祭日、製糖期は月2回交代休憩す。
賃金は、左の通り毎月30日にその月の分を支払います。

1等（20歳以上）男 1円20銭 女 80銭

2等（20歳以下）男 1円 女 70銭

時間外働の時は、1時間に1割の増金を払います。請負仕事の時は、会社と協定して賃金を定めま

5. 宿舍および食費

宿舍は無料で貸します（ただし農業配置の分は小作人の住宅に居住するのであります）

食費は応募者の自弁です、1ヶ月約11円で充分在ります。

6. 旅費は往復共自弁であります。

ただし往航は那覇より旅費実費を全部貸上ます。支度金として金15円貸します。

貸付金は、1か年に分割し毎月の賃金の内より

引ます。

7. 契約は満1ヶ年なるも、希望に依り延長できません。

8. 保障人は2人入用です。

9. 負傷、疾病、死亡の場合における救済の件本人および家族にして、疾病に罹りたる時は会社医をして治療せしめ別に定まる薬価および手術料を徴収します。

公傷病者にして治療したるも身体に障害を存する時および不具発疾となる場合は程度および情況により相当の一時金をすることになっております。

公傷病者にして即死または活療中死亡したる場合は相当の葬祭料ならびに一時金を会社の適当と認むる遺族に支給す。

10. 応募者は左記書類を応募事務所に申しなさい。

戸籍抄本 2通
身元証明書 1通
健康診断書 1通
印鑑証明書 1通 (保証人の分)
承諾書 1通 (未丁者のみ)

(注)

- (1) 矢内原忠雄 (1935)、21頁。
- (2) 南洋庁 (1932)、33-34頁。
- (3) 南洋庁 (1932)、35-38頁。
- (4) 加藤聖文 (2009)、187-189頁。
- (5) 南洋庁 (1932)、68-70頁。
- (6) 矢内原忠雄 (1935)、50-51頁。
- (7) 鈴木経勲 (1936)、2頁。
- (8) 鈴木経勲 (1936)、252-253頁。
- (9) 矢内原 (1935)、51頁、および南洋庁 (1939)、22-23頁。
- (10) 郷隆 (1942)、12-13頁。
- (11) 郷隆 (1942)、24-25頁。
- (12) 名護市編 (2008)、230-243頁。
- (13) 郷隆 (1942)、44-46頁。
- (14) 郷隆 (1942)、46-48頁。
- (15) 郷隆 (1942)、2頁。

- (16) 名護市編 (2008)、230頁。
- (17) 名護市編 (2008)、230-231頁。
- (18) 矢内原 (1935)、8頁。
- (19) 南洋庁 (1939)、41頁。
- (20) 矢内原忠雄 (1935)、100-101頁。
- (21) 南洋拓殖株式会社調査課編 (1938)、56-58頁。
- (22) 南洋興発 (1940)、12頁。
- (23) 松江春次 (1932)、20-37頁。
- (24) 松江春次 (1932)、37-44頁。
- (25) 松江春次 (1932)、82頁。
- (26) 矢内原忠雄 (1935)、94頁。
- (27) 矢内原忠雄 (1935)、94-97頁、南洋興発 (1936b)、13-34頁、および南洋興発 (1940)、による。
- (28) 南洋興発 (1940)、38-62頁。
- (29) 小野文英 (1938)、226頁。
- (30) 矢内原忠雄 (1935)、97頁。
- (31) 南洋興発 (1940)、59-60頁。
- (32) 田中弥十郎 (1942)、166-175頁。
- (33) 田中弥十郎 (1942)、169頁。
- (34) 矢内原忠雄 (1935)、98頁。
- (35) 郷隆 (1942)、3頁。
- (36) 矢内原忠雄 (1935)、98-101頁。
- (37) 南洋興発 (1936)、35-39頁。
- (38) 南洋興発 (1940)、28頁。
- (39) 南洋興発 (1936)、15-19頁。
- (40) 南興会 (1984)、4頁。
- (41) 沖縄県文化振興会 (2003)、641頁。
- (42) 南洋興発 (1936)、44-51頁。
- (43) 定款は旧仮名遣いを新仮名遣いに改めた。
- (44) 応募者心得書は旧仮名遣いを新仮名遣いに改めた。

参考文献

- 庵崎貞俊・古山哲郎編 (1915) 『新南嶋大観』南洋研究会。
- Decker J.A. (1940) Labor Problem in the Pacific Mandates. (揚井克己訳 (1942) 『太平洋諸島の労働事情』生活社)。
- 郷隆 (1942) 『南洋貿易五十年史』南洋貿易株

- 式会社。
- 入江寅次（1942）『邦人海外発展史』伊田書店。
- 加藤聖文（2009）『「大日本帝国」崩壊』中央公論社。
- 松江春次（1932）『南洋開拓拾年誌』南洋興発株式会社。
- 松岡静雄（1941）『太平洋民族誌』岩波書店。
- 室伏高信（1936）『南進論』日本評論社。
- マーク・R・ピーティ（1992）『日本植民地下のミクロネシア』（大江志乃夫他編（1992）『近代日本と植民地 1』、岩波書店）。
- 南洋庁（1938）『南洋群島要覧十三年度版』南洋庁。
- 南洋庁（1939）『南洋群島要覧十四年度版』南洋庁。
- 南洋庁（1932）『南洋施政十年史』南洋庁。
- 南洋興発（1925）『裏南洋開拓と南洋興発株式会社』南洋興発株式会社。
- 南洋興発（1932）『裏南洋開拓と南洋興発株式会社』南洋興発株式会社。
- 南洋興発（1936a）『南洋興発株式会社事業概要』南洋興発株式会社。
- 南洋興発（1936b）『南洋開拓と南洋興発株式会社の現状』南洋興発株式会社。
- 南洋興発（1940）『伸びゆく南興』南洋興発株式会社。
- 南洋興発（1941）『南洋興発株式会社20周年』南洋興発株式会社。
- 南興会（1984）『南興史（南洋興発株式会社興亡の記録）』南興会。
- 南洋貿易株式会社（1917）『南洋貿易株式会社の現在将来』南洋貿易株式会社。
- 南洋経済研究所（1938）『南洋関係会社要覧昭和13年度版』南洋経済研究所。
- 南洋拓殖株式会社調査課編（1938）『南洋叢書第1輯』南洋拓殖株式会社。
- 南洋拓殖株式会社調査課編（1938）『南洋叢書第2輯』南洋拓殖株式会社。
- 南洋拓殖株式会社調査課編（1938）『南洋叢書第5輯 パラオ島誌』南洋拓殖株式会社。
- 南洋拓殖株式会社調査課編（1939）『南洋叢書第6輯 ヤップ島誌』南洋拓殖株式会社。
- 内閣拓殖局（1927）『植民地に於ける食料供給及移住計画に関する参照規定（昭和2年2月）』内閣拓殖局。
- 名護市編（2008）『出稼ぎと移民』名護市。
- 中島敦（2001）『南洋通信』中央公論新社。
- 南方年鑑刊行会（1943）『南方年鑑 昭和18年度版』東邦社。
- 能仲文夫（1941）『南洋と松江春次』時代社。
- 野村進（2005）『日本領サイパンの一万日』岩波書店。
- 沖縄県文化振興会（2003）『沖縄県史資料編17 旧南洋群島関係資料近代5』沖縄県教育委員会。
- 大蔵省（1946）『日本人の海外活動に関する歴史の調査 第12巻 南洋群島篇』大蔵省。
- 蘭印事情講習会（1940）『蘭印印度叢書 上巻』愛国新聞出版部。
- 小野文英（1938）『日本コンツェルン全書第15巻 製糖コンツェルン読本』春秋社。
- 柴田善雅（2005）『南洋日系栽培会社の時代』日本経済評論社。
- 篠原初枝（2010）『国際連盟』中央公論新社。
- 澤田謙（1940）『大南洋』豊文書院。
- 鈴木経勲（1936）『南島巡航記』南洋興発株式会社。
- 鈴木経勲（1980）『南洋探検実記』平凡社。
- 疋田康行（1995）『「南方共栄圏」－戦時日本の東南アジア経済支配－』多賀出版。
- 下田博（1941）『南洋経済論』慶応出版社。
- 等松春夫（2011）『日本帝国と委任統治－南洋群島をめぐる国際政治1914-1947』名古屋大学出版会。
- 田中弥十郎（1942）『興亜人物伝』遠藤書店。
- 拓務省官房文書課編（1939）『拓務要覧昭和14年版』日本拓殖協会。
- 高山純・石川栄吉・高橋康昌（1992）『オセアニア』朝日新聞社。
- 矢内原忠雄（1935）『南洋群島の研究』（「矢内原忠雄全集 第3巻」）岩波書店。